

第13号議案

春日市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年2月22日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

公募設置管理制度を活用した事業における公募対象公園施設に係る建築面積の基準の特例等に関し所要の規定の整備を図るとともに、大南児童遊園を大南公園として適正な管理を図ること等に関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市都市公園条例の一部を改正する条例

春日市都市公園条例(昭和57年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条の6に次の1項を加える。

- 5 令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第11条に次の1項を加える。

- 3 法第5条の2第1項に規定する公募設置等指針を定める場合における同条第2項第4号の使用料の額の最低額は、同条第1項に規定する公募対象公園施設の収益及び同条第2項第5号に規定する特定公園施設の整備費用等を勘案して、規則で定める。

別表第1中

「
大谷ふれあい公園 | 春日市大谷6丁目11番地1 |
」

を

「
大南公園 | 春日市大谷2丁目127番地 |
」

に、

「
春日市上白水6丁目31番地 |
」

を

「
春日市上白水5丁目24番地2 |
」

に、

「
| 春日市岡本3丁目39番地 |
」

を

「
| 春日市岡本3丁目23番地 |
」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(春日市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 2 春日市公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第12条の3第2項の表中

「
| サンハイツ第3児童遊園 | 春日市小倉東2丁目20番地 |
| 大南児童遊園 | 春日市大谷2丁目127番地 |
」

を

「
| サンハイツ第3児童遊園 | 春日市小倉東2丁目20番地 |
」

に改める。